

岡崎市市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 1 日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第38号

岡崎市市民会館条例の一部を改正する条例

岡崎市市民会館条例（昭和42年岡崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条の 2 中「及びリハーサル室控室」及び「又はリハーサル室控室」を削る。
別表第 1 アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア ホール・楽屋・ラウンジ・リハーサル室・会議室

区分			金額（円）						
			午前	午後	夜間	全日	延長時間		
			9 時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30 分	9 時～ 21時30 分	8 時30 分～ 9 時 12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分～22 時30分
ホ ー ル	舞台練習及び 催物準備のため利用 する場合	平日	8, 770	16, 250	19, 440	35, 560	2, 850	4, 610	5, 880
		土曜日、 日曜日及 び祝日	11, 780	19, 440	22, 150	42, 690	3, 490	5, 880	6, 680
	その他 の場合	平日	29, 330	52, 930	64, 740	117, 600	8, 770	15, 950	19, 440
		土曜日、	38, 280	64, 740	73, 510	141, 220	11, 780	19, 440	22, 150

		日曜日及 び祝日							
楽屋	A	790	1, 100	1, 590	2, 780	300	390	460	
	B	790	1, 100	1, 590	2, 780	300	390	460	
	C	630	870	1, 270	2, 210	230	300	360	
	D	790	1, 100	1, 590	2, 780	300	390	460	
	E	1, 420	1, 590	2, 210	4, 170	390	460	620	
ラウンジ		1, 420	1, 590	2, 210	4, 170	390	460	620	
リハーサ ル室	1 号室	6, 040	6, 680	7, 320	16, 030	1, 740	1, 890	2, 050	
	2 号室	4, 130	4, 780	5, 400	11, 440	1, 420	1, 590	1, 740	
	3 号室	2, 160	2, 870	3, 230	6, 600	660	760	880	
	4 号室	1, 890	2, 530	2, 850	5, 810	460	620	790	
	5 号室	1, 890	2, 530	2, 850	5, 810	460	620	790	
	楽屋	790	1, 100	1, 590	2, 780	300	390	460	
会議室	101号室	3, 320	3, 840	4, 170	9, 060	1, 070	1, 170	1, 270	
	201号室	4, 930	5, 720	6, 200	13, 480	1, 590	1, 740	1, 890	
	202号室	1, 890	2, 690	3, 190	6, 210	460	790	1, 100	
	203号室	1, 420	1, 890	2, 690	4, 800	390	460	790	
	204号室	1, 420	1, 890	2, 690	4, 800	390	460	790	
	205号室	1, 890	2, 690	3, 190	6, 210	460	790	1, 100	

別表第1イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 甲山会館

区分		金額（円）						
		午前	午後	夜間	全日	延長時間		
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30 分	9時～ 21時30 分	8時30 分～9 時 12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分～22 時30分
舞台練習 及び催物 準備のため利用す る場合	平日	3,330	6,040	7,320	13,350	940	1,890	2,050
	土曜日、 日曜日及 び祝日	4,290	7,320	8,120	15,780	1,260	2,210	2,390

その他の 場合	平日	10,990	19,600	23,920	43,600	3,330	5,880	6,840
	土曜日、 日曜日及 び祝日	14,180	23,920	27,110	52,160	4,290	7,170	7,800
甲山会館控室		1,740	2,210	2,850	5,440	620	790	940

別表第2を次のように改める。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額	
舞台設備	規則で定める単位に つき	5,000円以内で規則で定める額
照明設備		15,230円以内で規則で定める額
音響設備		6,250円以内で規則で定める額
映像設備		3,750円以内で規則で定める額
楽器		9,900円以内で規則で定める額
その他の附属設備		150円以内で規則で定める額

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に市民会館の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

岡崎市甲山閣条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月 1 日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第40号

岡崎市甲山閣条例の一部を改正する条例

岡崎市甲山閣条例（昭和61年岡崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条第 2 項中「の額は、別表」を「は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第 1 及び別表第 2」に、「別表に掲げる使用料の額」を「別表第 1 に掲げる基本使用料」に改める。

第15条第 3 項中「使用料の額は、別表に掲げるとおり」とあるのは「利用料金の額は、別表に」を「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、「掲げるとおり」とあるのは「」に、「使用料の額」を「基本使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1 （基本使用料表）

区分		金額（円）					
		午前	午後	夜間	全日	延長時間	
		9 時～12 時	13時～17 時	18時～21 時30分	9 時～21 時30分	8 時30分～ 9 時 12時～13 時	17時～18 時
1 階	栄の間	1, 140	1, 470	1, 650	3, 400	220	310
	誉の間	1, 140	1, 470	1, 650	3, 400	220	310
	恵の間	1, 650	2, 130	2, 470	5, 000	310	480
	光の間	1, 650	2, 130	2, 470	5, 000	310	480
2 階	青葉の間	1, 140	1, 470	1, 650	3, 400	220	310
	矢作の間	1, 140	1, 470	1, 650	3, 400	220	310

	竜城の間	1,470	1,800	1,960	4,180	310	390
--	------	-------	-------	-------	-------	-----	-----

備考

- 1 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては「12時～13時」、「午後」及び「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては「17時～18時」の延長時間の額に係る規定は適用しない。
- 2 特別の設備又は備付け以外の器具を承認を受けて使用した場合の基本使用料の額は、この表に定める額に実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額（円）	
茶道具	一式	1,650
電源	1 kW	150

備考 この表における附属設備使用料の額は、別表第1の金額の欄に掲げる「午前」、「午後」又は「夜間」のそれぞれの単位（延長時間を含む。）による額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に甲山閣の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。